



山田会計事務所だより

令和4年 2月号 (第325号)

〒454-0983 名古屋市東区東春田3丁目120-1

山田達也税理士事務所 052-302-4017

<http://www.yamadakaikei21.com>



山田会計 中川区

検索

いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 2022年から iDeCo (確定拠出年金) の制度が変わります。

### 1. 2022年4月より iDeCo の老齢給付金の受給開始時期が75歳までに5年延長されます。

今まで制度ができてから iDeCo で運用して貯めたり増やしたりした資産(老齢給付金)は、60歳~70歳の10年の間に受け取りをはじめのしくみになっていました。しかし、2022年4月からは「60歳~75歳の間」、5年延長されます。国民年金・厚生年金の受給開始も75歳まで延長できるようになるため、それに合わせて改正されます。

iDeCo の資産は、受け取るまでの間ずっと非課税で運用ができます。この改正によって、受け取るまでの非課税で運用できる期間も最長70歳から75歳までと5年増えるため、より長く運用することでお金を増やせる可能性も高まります。

ただし、この改正が行われる2022年4月1日時点で70歳に達している方(1952年4月1日以前に生まれた方)はこの改正の対象外、75歳までに延長することはできません。

また、国民年金・厚生年金は75歳まで受給開始を遅らせる(繰下げ受給)をすることで1カ月ごとに0.7%、最大84%金額が増えることとなりますが、iDeCo の資産が増えるかどうかは選択した投資商品により変わりますので、**預金を選択**した場合以外は資産が減るリスクもあります。

### 2. 2022年5月より iDeCo に加入できる年齢が5年延長されます。

iDeCo に加入して掛金を出し、積立ができるのは今は60歳未満の方のみです。しかし、2022年5月からは5年延長され、65歳未満の方まで iDeCo に加入することができるようになります。

ただし、iDeCo に60歳以降も加入できるのは「**国民年金の被保険者(加入者)**」のみ。60歳以降も会社員や公務員として働いている社会保険の第2号被保険者は、厚生年金に加えて国民年金にも加入しているので、iDeCo にも問題なく加入できます。

しかし、自営業・フリーランスの方(第1号被保険者)や専業主婦(夫)の方(第3号被保険者)は、60歳になると原則として国民年金の被保険者ではなくなるので、iDeCo には加入できません。

例外として、60歳以降に国民年金に**任意加入**(国民年金の受給資格を満たしたり、受給額を満額に近づけたりするために、自分で保険料を支払って国民年金に加入すること)をする方は、国民年金の加入者ですので、iDeCo にも加入できます。

また、この改正の前に60歳になる方(1962年5月1日以前に生まれた方)は、60歳に到達した時点でいったん iDeCo への加入資格がなくなります。しかし、2022年5月1日以降になったら、金融機関に改めて加入の申し出をすれば、再び iDeCo に加入し、65歳になるまで掛金を出し、積立を続けられます。

ただし、iDeCo に再加入するときには **iDeCo の資産や公的年金を「受け取っていない」**ことが条件になります。再加入までの間に iDeCo の受け取り手続きをしたり、公的年金を繰上げ受給したりすると、iDeCo への再加入はできなくなるので注意が必要です。

(うまく使くと、これは所得の高い人にとっては大きな減税になります)